

若者向け
特集号

もうすぐ18歳から「大人」! 「真に自立した消費者」になるう!!

2022年4月1日から
18歳以上が
大人なんだって!

そうそう。
自分で何でも
決められるね。



親の同意を
得なくても、自分の
意思で契約できるん
だって!

早く、自分名義の
クレジットカードを
持ちたいな。

大人としての
義務や責任、知識などを
しっかり学んでね!

消費者カチェック! 契約クイズに挑戦しよう (答えは次ページの下)

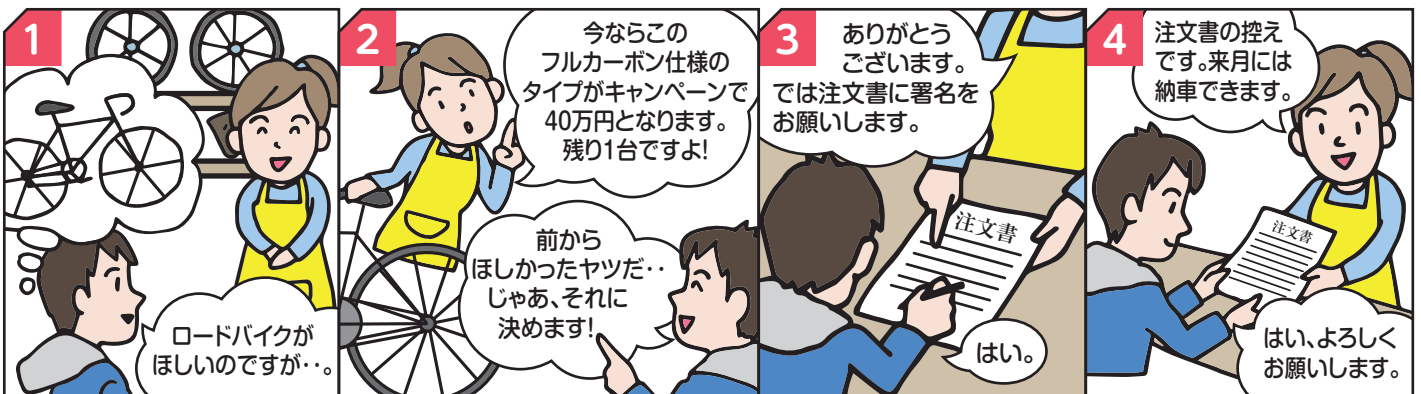
クイズ1 下記の①～⑥のうち「契約」はどれでしょう。

- ① コンビニでお菓子を買う
- ② 友達と遊びに行く約束をする
- ③ 切符を買って電車に乗る
- ④ 成人式の着物を借りる
- ⑤ 歯医者で診察を受ける
- ⑥ 英会話を習う



【あいち暮らしWEB
キャラクター ビッピ】

クイズ2 次のうち、「契約が成立」したのはいつでしょう。



18歳から「大人」に! ~成年年齢引下げで何が変わる?~

2022年4月から、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。

約140年ぶりに成年の定義が見直されることで、何がかわるのか、私たちの暮らしにどのような影響もたらされるのか、今から心構えをしておきましょう。

成年になることで変わること!

親(法定代理人)の同意がなくても自分の意思で様々な契約ができるようになります!

- ・携帯電話の契約
- ・アパートの契約
- ・クレジットカードの契約
- ・ローン契約
- など

未成年者取消権が適用されなくなるため、一旦契約すると一方的にやめられないから、注意が必要だよ!

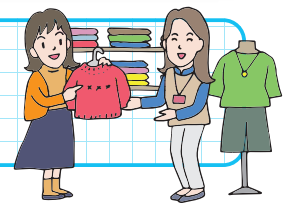


契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

契約について学ぼう!

契約とは?

「法的な責任が生じる約束」のことで、**当事者双方の合意によって成立します。**



契約が成立するのはいつ?

商品の売買契約の場合、「**買いたい**」という「消費者」の意思と、「**売りたい**」という「お店」の**意思が合致したとき**です。

原則として、**契約は口約束でも成立します**ので、よく説明を聞き、理解・納得した上で意思表示するようにしましょう。



代金を支払う義務

合意
契約成立

商品・サービスを提供する義務

かしこまりました!



契約書の効果は?

契約書は、契約内容で紛争が生じないように、また、紛争が起きた場合に契約内容を確認することができるようにするために作成するものです。

契約書に署名するということは、その内容を読んでいなくても、原則として書かれている内容の全てを承諾したものとみなされますので、契約書はよく読んで署名しましょう。

契約はやめられるの?

一旦契約すると、正当な理由がない限り、**一方的にやめることはできません。**

契約が成立すると、当事者双方は約束を守らなければなりません。売買契約であれば、消費者には「代金を支払う義務」が、お店には「商品を引き渡す義務」が生まれます。

若者に多いトラブル事例

外部動画サイトYouTube上で
ショートストーリー動画を掲載
しています。



儲かる話があると言われて・・・(マルチ商法(連鎖販売取引)のトラブル)

高校の同級生から
SNSで連絡が来て・・・



ファミレスで会うと、同席者もいて・・・

海外の不動産に
投資すれば配当が入るし、
人を紹介すれば紹介料が
入るんだ!

セミナーに参加
すれば、詳しく教えて
もらえるよ!

借りれば
大丈夫!

よく分からないし、
お金もないよ・・・

同級生の誘いに断り切れず、連れて行かれた消費者金融で
80万円の借金をして契約をしてしまった。

セミナーに参加
したものの・・・

投資の
説明もない・・・



アドバイス



- 「誰でも簡単に儲かる」といううまい話は信用しない。
- 友達や知り合いから勧誘されても、きっぱり断りましょう。
- 安易に借金をしたり、クレジットカードで高額な支払いをしないようにしましょう。
- クーリング・オフや中途解約が可能です。

キャンペーン中に急かされて・・・(痩身エステ(特定継続的役務提供)のトラブル)

エステのHPを見てみると・・・



エステに行くと、施術の勧誘となり・・・

カウンセリング
だけのつもりだったのに・・・
お母さんに相談して
みます。

今日なら
キャンペーン価格で
お得です!

成人だから、
自分で決められ
るのよ。

カウンセリングの後、強引な勧誘を受け、
3か月20万円のコースを契約してしまった。

予約を取ろうとしても、
希望の日時は
なかなか取れない・・・



アドバイス



- 判断に迷う場合は、その場で決めない!
- 不要な場合はきっぱり断りましょう。
- クーリング・オフ^{*}や中途解約が可能です。

^{*}エステの場合、期間が1か月、金額が5万円を超えるもの(特定商取引法上の「特定継続的役務提供契約」)が該当します。



お試しだと思ったら・・・(インターネット通販の定期購入トラブル 除毛剤編)

SNSで見ていると・・・



早速、顔に使用したところ、
かゆくなった・・・



そんな矢先、
2回目が届ぎ・・・



肌に合わないので、
解約するため
電話をすると・・・



アドバイス



●注文する際には、定期購入が条件となっていないか確認しましょう。

通信販売は、クーリング・オフ制度の適用がありません。解約や返品ができるかどうかなど、契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。

●除毛剤など、肌に直接使用する商品についての注意点

◆顔に使用できる除毛クリームかどうかしっかりと確認をしましょう。

商品などに記載された「用法・用量」や「使用上の注意」で使用部位を確認して、正しく使用するようにしましょう。

◆1回分を購入し、肌に合うか確認をしましょう。

人によっては、肌に炎症を起こすことがありますので、定期購入を避けて、まずは1回分を購入し、「使用前テスト」を実施して肌に合うか確認したうえで、使用するようにしましょう。

◆肌に異常が生じたら、ただちに医療機関を受診しましょう。

使用中、使用後に、肌に赤み、かゆみ、痛み、腫れなどの異常があらわれたときは、ただちに使用を中止して、症状の程度によっては皮膚科医を受診しましょう。その際は、使用していた商品を持参しましょう。

アパートを引き払おうと思ったら・・・(退去時の原状回復トラブル)

4年間住んだアパートを
3月末で退去することに・・・
一週間後、不動産会社から請求書が届き、
クロスは修繕費と畳の張替えで
30万円の請求が・・・



クロスは引っ越し
作業で傷を付けたから
仕方がないけど、
畳は日に焼けただけ
なのに支払わなきゃ
いけないの??

●改正民法の施行(2020年4月)により、
賃貸住宅の退去時の敷金の返還や
原状回復の範囲が明らかになりました。

- ・原状回復とは、賃貸物件を退去するとき、借主の不意などで付けた傷や汚れを元の状態に戻すことをいいます。誰が使用しても起きる畳の擦り減りや日焼けなどの経年劣化は、改正法では借主の原状回復義務には含まれないこととされています。
- ・事例の場合、傷をつけたクロスは借主が修繕費などを負担することとなりますが、畳については、経年劣化や通常の使用で生じる消耗にとどまります。
- ・敷金は、家賃の未払いや原状回復費用などを差し引いて返還されます。

●原状回復費用の内訳について、
貸主に十分な説明を求めましょう。

●トラブルを避けるためにも、入居時と
退去時には、貸主と借主の両方で部屋
の状況を確認し、写真を撮るなど記録
を残しましょう。

アドバイス



契約をやめられるのは、どんなとき？

クーリング・オフ制度

訪問販売など消費者にとって不意打ちとなる取引や、マルチ商法や内職商法などのトラブルが生じやすい特定の取引について、いったん契約した場合でも、後で冷静になって契約をやめたいと思えば、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフができる取引例	期 間
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）	8日間
特定継続的役務提供（エステティックサロン、一定の美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）	
連鎖販売取引（マルチ商法等）	20日間
業務提供誘引販売取引（内職商法・モニター商法等）	

クーリング・オフの効果（書面を発信したときに効力が発生）

- ・支払った金額は全額返金されます。
- ・商品等の引取りに係る費用は事業者の負担となります。
- ・すでに工事が行われていても、事業者の負担で元に戻してもらえます。

クーリング・オフの方法

- ・事業者の代表者宛てに、「契約を解除したい」旨を記載した書面（ハガキ可）で通知します。
- ・書面を出す前に両面をコピーし、出すときは「特定記録郵便」又は「簡易書留」などで記録（控え）が残るようにします。
- ・書面のコピーと控えは、大切に保管しましょう。
- ・クレジット契約をしている場合は、クレジット会社へも同時に通知しましょう。

はがき記入例

郵便はがき

〒□□□□□□

〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社

代表者

様

契約解除通知書

契約年月日 令和〇年〇月〇日
書面受領日 令和〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇〇株式会社
担当者 〇〇〇氏

右記日付の契約は解除します。
なお、すみやかに支払済の〇〇〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日

住所 氏名

注意!! クーリング・オフができない取引

以下はクーリング・オフができない事例です。

消費者自らが店舗に出かけて品物を購入した場合など不意打ち性のない取引

3千円に満たない現金での買物、化粧品・健康食品など消耗品の消費した部分

自動車・自動車リース、葬儀サービスなど

諦めないで! こんな場合も取り消すことができます!

● 未成年者の契約は取り消すことができます!(未成年者取消権)

未成年者(既婚者を除く)が親(法定代理人)の同意なく契約を結んだ契約は、取り消すことができます。ただし、次の場合は取り消すことができません。

親から任されている営業取引に関する契約

あらかじめお小遣いとして渡された範囲内の契約

自分が成人であると偽ってした契約(事業者から指示された場合は取り消せません。)

● 不当な勧誘により締結させられた契約は、後から取消しを主張することができます!

【例】・うそを言われた ・将来どうなるかわからないことについて断定した説明をされた

・不利になることを言われなかった ・お願いしても帰ってくれない ・帰りたいのに帰してくれない

・不安をあまり勧誘された(就職セミナー商法等) ・好意の感情を不当に利用された(デート商法等) など

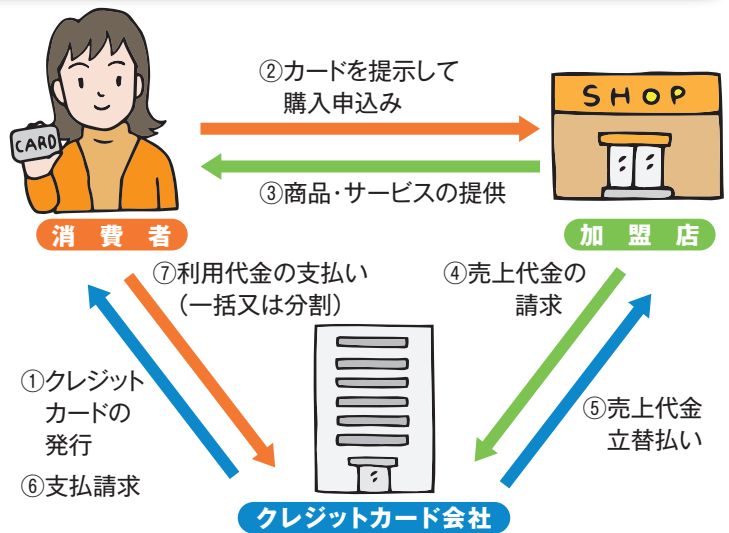
諦めないで消費者ホットライン☎188までご相談ください。

お金について学ぼう!

クレジットカードの仕組みを知ろう!

クレジットとは「信用」という意味で、消費者の「信用」をもとに、クレジットカード会社が販売店に代金を立替払いし、消費者が商品・サービスの提供を先に受けて、後からクレジット会社に返済するというシステムです。

手元に現金がなくても商品をすぐに手に入れられる便利なシステムですが、クレジットによる買い物は、「借金」であることを認識することが大切です。



利用上の注意

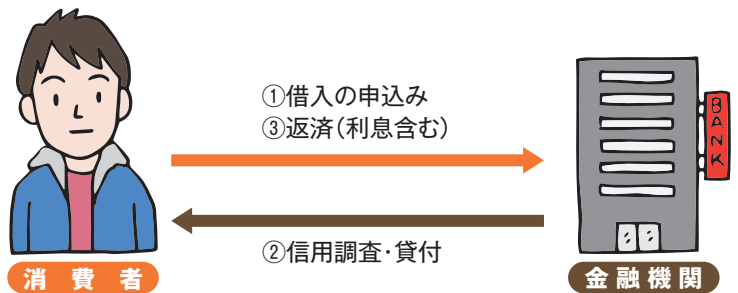
- 利用は確実に返済できる金額まで
- 金利や返済総額を必ず確認
- 支払い明細書のチェックを忘れずに
- 支払期日を必ず守る
- 家族や友人であっても、カードを貸さない
- キャッシング(借入)の利用は慎重に

ローンの仕組みを知ろう!

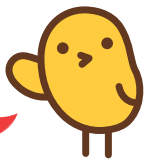
ローンとは、金融機関(銀行、カード会社、消費者金融等)から直接お金を借りることです。

消費者が金融機関に借入の申込みをすると、金融機関が消費者の信用調査をしてお金を貸し付けます。消費者は利息とともに借りたお金を決められた期間内に返済します。

車などの高額な買い物をする場合には非常に便利なものですが、ローンはあくまでも「借金」です。お金に困って借りると、利息とともに返済するのは大変困難になることを認識しましょう。



マルチ取引などで高額契約を勧められ、消費者金融等でお金を借りて契約し、返済に困るケースも見られます。安易な気持ちでお金を借りることのないよう気をつけましょう。



相談無料
秘密厳守

消費生活相談窓口を利用しよう!

※電話代はかかります。

消費生活相談窓口では、商品やサービスに関する契約トラブルや、悪質商法による消費者被害、製品事故等についての相談を無料で受け付けています。トラブルに遭ったり、不安を感じたときは、一人で悩まずにお早めに

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

にご相談ください。お近くの市町村や県の消費生活相談窓口につながります。

相談内容などの秘密は守られます!

一人で相談するのが不安な場合は、ご家族や学校の先生などの身近な人と一緒に相談してくださいね。



消費生活相談員

消費者力チェックリスト

- 簡単に契約しない(慎重に検討しよう!)
- 通信販売にはクーリング・オフ制度の適用がありません。
- 「うまい話」をうのみにしない!
- クレジットカードでの支払いは「借金」です。
- 不要な契約は、きっぱり断ろう!
- 困ったら、消費者ホットライン☎188に相談しよう!
- 商品の「使用上の注意」を必ず確認する。
- 公正で持続可能な消費行動について考えよう!



あなたは、チョコレートを購入するとき、何を基準に選んでいますか？

「好きなパッケージ?」「いつもの定番?」「一番安いもの?」人によって様々だと思います。

チョコレート売り場を見ていると様々なチョコレートがありますよね。例えば、フェアトレード・マークがついているチョコレートや、購入するだけで寄付に代わるチョコレートなどを見たことはありますか?また、そうした商品を自ら選んで購入したことはありますか?

チョコレート以外にも、私たちは、日々、世界中の様々な商品を購入しながら生活しています。その一方で、地球温暖化や発展途上国の貧困・児童労働問題など、様々な問題が発生しています。

それらの問題を解決する身近な方法として、フェアトレード・マークのついたチョコレートや寄付付きチョコレートなどを購入する「**エシカル消費**」があります。

「**エシカル消費**」は、あなたの毎日の選択が、地球や社会や誰かの「ハッピー」につながる、そんなあったかい消費行動です。**できることから、エシカルライフを始めてみませんか?**

あなたの消費が未来を変える!「エシカル消費」の具体例



12 つくる責任 つかう責任



「エシカル消費」は、2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)のゴール12「つくる責任・つかう責任」に関連するもので、私たち消費者一人一人が身近なことから参加できる取組として、世界的に推進されています。

学校での消費者教育を応援します！

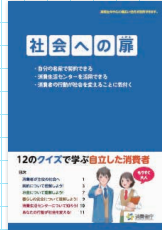
無料 講師派遣のご案内

学校などにおける消費者教育を推進するため、授業や学年集会、教員やPTAの研修会などへ、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの講師を無料で派遣しています。ぜひ、ご活用ください。

●成人を間近に控えた高校生等向け

消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した講座(授業)を実施します。

YouTubeでオンライン講座も公開しています！



●教員向け

- ・成年年齢引下げを見据えた消費者教育の指導方法
- ・消費者庁作成教材「社会への扉」の活用方法
- ・消費者市民社会とエシカル消費 など

●児童・生徒・PTA向け

- ・契約の基礎知識 ・消費者トラブル事例と対処法
- ・金融教育(クレジットカード等) ・消費生活センターの概要
- ・持続可能な消費の実践(エシカル消費) など

愛知県 消費者教育 講師 検索

「あい暮らしWEB」のご案内

●消費生活情報 あいち暮らしWEB

楽しく学べる消費者教育教材等を掲載しています。

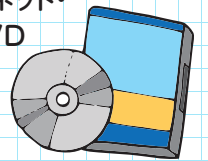
- ・動画で学ぶ「かしこい消費者市民になろう！」
- ・マンガでわかる「相談窓口へ行こう!!」 など



無料 映像教材の貸出

契約・クレジット・悪質商法・インターネット・消費者教育など、消費生活に関するDVD等の教材の貸出をしています。

学校での授業や研修、地域のイベント、学習会などでぜひ、ご活用ください。



愛知県 消費者教育DVD 検索

お問合せはお気軽に、愛知県県民生活課まで! ☎052-954-6603

消費者と事業者の適切なコミュニケーションに向けて

購入した商品やサービスに不満があったとき、消費者の意見を適正に企業に伝えることが、商品やサービスの改善につながり、ひいては、多くの消費者や社会の利益となります。

しかし最近では、消費者がお店やお客様窓口などの従業員に対して、暴言によって名誉を傷つけることや、過剰な要求や暴力行為が増えているとの声が聞かれます。

そこで、意見を伝える際には、次の3つのポイントを心がけましょう。



意見を伝えるときの3つのポイント

1

ひと呼吸、置こう!

お互いに尊重しあうことが大切です。怒りにまかせた発言はやめましょう!

2

言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう!

法外な要求や暴言行為は認められません!

3

企業の説明も聞きましょう!

双方向の適切なコミュニケーションが解決の糸口につながります。

●消費生活相談窓口のご案内●

トラブルに遭ったり、不安を感じたときは、一人で悩まずお早めにご相談ください



消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

県やお住まいの市町村の消費生活相談窓口につながります。

愛知県の消費生活相談窓口

■愛知県消費生活総合センター

☎(052)962-0999

インターネット(愛知県電子申請・届出システム)でも受け付けています。

いりません きっぱり言おう 遠慮なく

※あい暮らしWEB「消費者トラブルかるた」より抜粋

発行/愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603

*「あい暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。・発行月/2020年12月

消費者トラブル情報を始め、暮らしの情報サイト「あい暮らしWEB」をご覧ください!

あい暮らしWEB 検索